資　料　　中国墓参状況

回 ＼ 参加者列 年月日			県代表	県議代表	遺族代表	その他	計
1回	昭和５６年 9月 5日～ 9月14日		2	0	15	0	17
2回	昭和５７年 8月22日～ 9月 1日		3	0	18	4	25
3回	昭和５８年 9月 6日～ 9月14日		2	0	25	2	29
4回	昭和５９年 7月29日～ 8月 8日	東北	2	0	20	1	23
		華南	1	2	25	1	29
5回	昭和６０年 8月16日～ 8月26日	東北	0	0	24	2	26
	昭和６０年 9月 3日～ 9月13日	華南	2	0	25	3	30
6回	昭和６１年 9月 5日～ 9月15日	東北	3	0	13	4	20
		華南	2	0	22	3	27
7回	昭和６２年 9月11日～ 9月21日	東北	2	0	19	0	21
		華南	1	1	20	0	22
8回	昭和６３年 9月10日～ 9月17日	東北	2	0	14	0	16
		華南	1	0	17	0	18

－	平成元年		実　施　せ　ず				
9回	平成２年 9月 8日～ 9月15日	華南	3	0	16	0	19
10回	平成３年 10月19日～10月26日	華南	3	0	23		26
11回	平成４年 10月17日～10月24日	華南	3	2	24		29
12回	平成５年 10月16日～10月23日	華南	2	1	26		29
13回	平成６年 10月15日～10月22日		2	2	20	1	25
14回	平成７年 10月14日～10月21日		2	2	17	1	22

注：平成元年度は中国情勢により実施していない。

（4）その他、国等の主催する慰霊追悼行事

全国戦没者追悼式について

今次大戦において、全国で３１０万人余の尊い生命が失われました。昭和２７年４月２８日対日平和条約が発効され、その祝賀式典の前日５月２日に「全国戦没者追悼式」が新宿御苑において執り行われた。

この追悼式は宗教的儀式を伴わないものとして、中央に戦没者の霊を象徴する白木の追悼の標柱をたて、黙祷、奏楽、追悼の辞、献花を行う形式がとられ、その後、この種の政府行事の式典の典型となった。この追悼式に全国遺族代表が招かれ、沖縄からも泉副主席、山城篤男、島袋遺家族援護会長の三氏が琉球代表として参列した。

昭和３８年５月に全国戦没者追悼式の実施に関する閣議決定がなされ、支那事変以降の戦争による全戦没者に対し国をあげて追悼の誠を捧げるため、第１回全国戦没者追悼式が日比谷公会堂で執行され、以後同様の閣議決定に基づき毎年８月１５日に実施されてきた。昭和５７年４月１３日の閣議決定により、先の大戦において亡くなられた方々を追悼し平和を祈念するため「戦没者を追悼し平和を祈念する日」が設けられ、昭和３８年以降毎年実施している全国戦没者追悼式を、天皇、皇后両陛下の御臨席を仰いで、毎年８月１５日、日本武道館において実施し、全国から遺族代表を国費により参列させる等決定された。

沖縄県においても毎年８月１５日の全戦没者追悼式に県代表、並びに遺族代表が参列している。

平成７年度の戦後５０周年の節目の全戦没者追悼式には、天皇、皇后両陛下の参列はじめ、内閣総理大臣ほか政府関係者並びに各県代表者、各県遺族代表等、関係者等を含め約９千人が参列し、沖縄県からも国費負担４５名、県費負担２６名、自費等８名の計７９名の遺族代表及び関係者が参列し、戦没者を追悼し、平和を祈念した。

資　料　　年度別全国戦没者追悼式参列状況

単位：人

区分	国費	県費	自費	計
昭和４０	20		56	76
４１	10		42	52
４２	10		57	67
４３	10		31	41
４４	10		33	43
４５	15		114	129
４６	0		35	35
４７	10		45	55

48	10		103	113
49	10		112	122
50	15		25	40
51	10		60	70
52	16		141	157
53	14		15	29
54	13		91	104
55	23		20	43
56	22	20	12	54
57	23	24	1	48
58	23	22	1	46
59	23	22	6	51
60	34	30	5	69
61	36	34	14	84
62	35	29	11	75
63	34	30	8	72
平成元年	34	30	6	70
2	41	30	12	83
3	41	30	6	77
4	42	30	17	89
5	41	32	5	78
6	40	30	10	80
7	45	26	8	79

4　沖縄戦等被災者補償

(1) 対馬丸遭難学童補償問題

昭和１９年７月サイパンが玉砕、中部太平洋諸島における戦闘は不利になり遂に絶望的になった。昭和１９年７月７日に緊急閣議がおこなわれた。その結果、奄美大島、徳之島、沖縄島、宮古島、石垣島の五つの島から老人、幼児、婦女子を直ちに疎開させるよう命令が鹿児島、沖縄の両県知事あてに届いた。

沖縄県に対しては県下の三島から本土へ８万人、台湾へ２万人計１０万人を７月中に疎開させよとの緊急指令が打電された。県はただちにその事務を警察部所管とし、地方事務官を長とする特別援護室を設置、警部２、警部補３、巡査部長および巡査数名を配し、さらに内政、経済各部から属官、雇員を配置して事務の円滑な運営をはかった。

地方での疎開事務は各警察署が担当し市町村長を督励して強力におしすすめ、学童の疎開については教学課視学並びに属等を特別援護室兼務として推進させることにした。輸送は現地補給にあたった陸海軍輸送船ならびに艦艇の復航を利用することし、それらの輸送費等を含め経費はすべて国庫負担とすることとした。

県援護室人口課と内政部教学課は昭和１９年７月１９日合同会議を開催し、帝都学童集団疎開促進要項に準拠し、沖縄県学童集団疎開準備要項を作成、教親第５９５号、内政部長名で両支庁長、両市長、三郡国民学校長あてに通知した。県教学課は疎開業務を強力かつ円滑に進めるため、学童疎開に関する事務指導等の組織を構成し、事務処理と関係機関団体との折衝を開始した。

疎開学童の第一陣は、昭和１９年８月１４日那覇市学童１３１人を潜水母艦「迅鯨」に乗船させ、８月１６日に鹿児島へ上陸させた。対馬丸は、昭和１９年８月２１日僚船「和浦丸」、「暁空丸」と駆逐艦「蓮」、砲艦「宇治」の護衛艦で船団を組み、那覇港を長崎へ向け出港した。

対馬丸には西沢武雄船長の外、学童、一般疎開者１，６６１人、船砲隊４１人、船員８６人の計１，７８８人が乗船していた。８月２２日２２時１２分頃、鹿児島県十島村悪石島付近で米潜水艦ボーフィン号の魚雷攻撃をうけて沈没、学童、一般疎開者１，４８４人（内学童７３７人）、船砲隊２１人、船員２４人の犠牲者を出した。

昭和２８年８月、対馬丸遭難者の遺族は対馬丸遺族会を設立、沖縄の集団疎開は政

府の指令に基づいて県当局並びに沖縄現地の軍によって計画され実施された事故であることを理由に、

一．遭難学童に対して戦闘参加犠牲者に準ずる処遇をしていただきたい、
一．対馬丸の船体を引き揚げ遺骨を故郷の山に葬らせていただきたい、
一．靖国神社に合祀していただきたい旨の要請を政府に行ったことに対し、

1．昭和３７年２月１６日「沖縄戦戦闘協力死没者等見舞金支給要綱」が閣議決定され、疎開学童の遺族に対し死没者１人につき見舞金２万円が支給された。
2．昭和４１年には靖国神社に合祀。
3．昭和４７年「対馬丸等遭難者の遺族に対する見舞金の支給に関する要綱」に基づき、一般遭難者の遺族に対し死没者１人につき３万円の見舞金が支給された。
4．昭和４８年、遭難学童に対し勲八等の勲記と瑞宝章が贈られた。

5．昭和５２年度には、戦傷病者戦没者等遺族援護法の遺族給与金の１０分の５相当額を、「対馬丸遭難学童の遺族に対する特別支出金の支給に関する要綱」に基づき満６０歳以上の遭難学童の父母、祖父母に対し支給することとなった。

以後次表のとおり遺族給与金のスライドと併せ支給率の４回に亘る改正で、支給額は制度発足当時の１５０，０００円（半年分）から平成７年度は１，２９６，１６１円（年額）とかなり増額されてきている。

なお、平成７年３月１日現在の受給者の平均年令は、父８６．７８歳、母８６．５８歳、平均８６．６２歳と高齢化しており、特別支出金支給対象学童数は、発足当時の４３６人に比べ１７６人と激減している。

特別支出金状況（対馬丸学童関係）

年　度	学童数	一人当り金額	総　　額	備　　考
	人	円	円	
昭和５２年度	４３６	150,000	65,070,000	遺族給与金の5／10
５３	４３５	413,666	176,990,795	〃
５４	４２２	480,416	200,924,696	〃
５５	４１３	551,916	223,338,559	〃
５６	３９５	605,082	236,138,559	〃
５７	３８５	684,375	257,949,925	6／10
５８	３６８	780,450	283,132,500	〃
５９	３５７	803,000	282,484,400	6.2／10
６０	３４１	843,208	284,003,408	〃
６１	３３０	884,020	281,278,803	〃
６２	３１２	922,152	274,977,819	〃
６３	２９０	954,330	271,019,070	〃
平成　元	２７９	999,671	270,577,769	6.7／10
2	２６０	1,067,575	270,350,025	
3	２４５	1,099,675	257,936,859	〃
4	２１８	1,161,404	243,440,694	7／10
5	２０１	1,236,848	245,091,188	〃
6	１９３	1,270,523	238,526,356	〃
合　計			4,363,231,425	〃

備考１．昭和５２年度は、52.10.1～53.2.28、
昭和５３年度以降は、各年度の3.1～翌年度の2.28までの支給額である。
２．学童数×１人当り金額が総額にならないのは、年度途中で失権者が出るためである。
３．平成元年から６年までの過去５ヶ年の支給対象学童の減少は、年平均15.2人である。

（2）八重山地域におけるマラリア犠牲者補償問題

沖縄戦中、八重山地域においては、軍の命令によりマラリア有病地へ退去させられたため、３千余名の尊い人命が失われた。

これらの犠牲を含めて、沖縄県としては昭和４８から沖縄戦被災者補償について国に要請を続けてきたが平和祈念事業特別基金が創設されたことから、実現の見通しが立たないとして昭和６３年以降は要請活動を行うことはなかった。

平成元年に篠原武夫琉球大学教授を中心にして、沖縄戦強制疎開マラリア犠牲者援護会が結成され、さまざまな要請活動が開始された。平成元年５月には、沖縄県や県議会に対して陳情を行い、県議会でも採択された。さらに援護会は厚生省や沖縄開発庁に対しても要請活動を繰り広げた。

沖縄県としても、資料の収集や八重山現地での聞き取り調査等を続けたが、平成３年５月には「県立平和祈念資料館改築・沖縄戦犠牲者『平和の壁』建設等基本構想検討懇話会（座長：安次富長昭氏）の中でマラリア犠牲者部会（部会長：船越義彰氏）を設け、米国立公文書館等にある関係資料を調査するなど本格的な検討に入った。

そして、平成４年２月に第６回八重山地域マラリア犠牲者部会で「戦時中の八重山地域におけるマラリア犠牲の実態」という報告書が沖縄県生活福祉部長に手渡された。

報告書の概要は次の通りである。

八重山地域マラリア犠牲者部会による調査検討の概要

＜　調査の結果、明らかになった事実関係と特徴点　＞

（１）八重山地域で多発したマラリアは、一般の風土病とは区別して「戦争マラリア」と認識すべきである。

（２）八重山地域の戦争マラリアは熱帯熱マラリアが主流をなしており、他地域の戦争マラリアと比較しても異常に高い致死率を示している。

（３）一般住民が集団的にマラリアに罹患した第一の原因がマラリア有病地帯への強制退去と長期滞在にあったことは明白である。

（４）異常に高い致死率に至った要因として

ア　マラリアの種類が悪性であったこと

イ　食糧不足によって栄養状態が悪化していたこと

ウ　医療行政の機能喪失により予防対策や治療活動が皆無であったこと

エ　米軍占領が遅延したことにより医療救助活動が遅れたことなどが挙げられる。

（５）沖縄本島と連絡が途絶した八重山郡においては、現地行政機関の機能が低下したために、住民避難対策などの行政活動も事実上現地部隊の直轄下におかれていた。

（６）石垣島住民の第３避難所への移動や波照間島住民の西表島への移動は諸公文書が規定するところの「退去」に該当し、一般の「疎開」「避難」とは区別されるべきである。

退去は「守備隊長ノ命ヲ承ケ」て警察署長等の指示によって実施され、命令は口頭で伝達されることが規定されている。また、実際に「其ノ筋ノ命」であるとの認識のもとに集団移動が実施されたことは諸記録が認めるところである。一般住民の有病地帯への移動が軍命による強制退去であったことは否定できない事実である。

（７）郡内小離島の場合は、各島に住民対策要員として離島残置工作員が配置されており、彼らは単独で「現地軍」の立場に立って住民行動を指導していた。彼ら工作員の指示によってなされた島外退去も「軍命による退去」とみなされるべきである。

（８）現地部隊が甲号戦備（敵上陸を想定した戦闘態勢）及びこれに準ずる状況下で官公衙及び一般住民に退去命令を発したことは、軍の作戦行動の一環とみなされる。

（９）八重山住民が周知の有病地帯への退去命令にやむなく応じたのは、軍民一体の精神に基づく作戦協力の一環であったとみるべきである。

＜　結　　論　＞

上記の事実関係から、八重山地域における戦争マラリアの犠牲者を「戦地における戦闘協力者の戦病死者」と認定することは妥当な結論で、国においても速やかなる問題解決に特段の配慮を講ぜられるよう切に期待する。

沖縄県は、これを受けて、八重山地域におけるマラリア犠牲者は米軍の上陸を必至とした軍の作戦想定による有病地への退去命令により退避した結果発生したものであり、このように戦闘協力の途上でマラリアに罹患し死亡した者については、「戦地における戦闘協力者の戦病死」とみなし、戦傷病者戦没者遺族等援護法による補償又はそれに準ずる補償措置を求めることが適当であると考え、平成４年３月に正式に厚生省や沖縄開発庁並びに関係国会議員に要請した。

また同時期、国においては平成４年２月に、内閣総理大臣官房総務課参事官、厚生省援護局援護課長、沖縄開発庁総務局参事官の三者による「沖縄県八重山地域におけ